

広域連携に関する検討の進め方

1 各地域での検討促進

今後、「地域別水道事業広域連携協議会」での検討にあたり、中間報告で示した広域連携による対応方策例などを、各地域で具体化させる必要があるが、その際、地域ごとの検討議題（具体的な手法案）の抽出に多くの時間を要してしまうことが懸念される。

そこで、総務省の支援ツールである「公営企業経営支援人材ネット事業」を活用し、検討議題（具体的な手法案）の抽出までは、外部専門家の指導・助言を受けながら進めることで、各地域での検討の効率化を図ることとした。（7ブロック）

人材ネット事業とは（2頁参照）

地方公共団体が外部アドバイザーを招へいし、指導・助言を受けながら広域連携等の取組みを進めるための支援ツール。総務省が各課題に対応する外部アドバイザー（公認会計士、自治体OBなど）をリストアップしている。

- ・対象経費（謝金等）の1/2について一般会計から繰出し
- ・一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置

2 検討の進め方（年間スケジュール）

(1) 人材ネット事業を活用する地域ブロックの決定（5月）（3頁参照）

(2) 各地域ブロックとアドバイザーとの契約締結（6月）

(3) 事前の論点整理

- ・県が一括してアドバイザーとの事前調整の窓口を担い、アドバイザーから指導・助言を得るにあたって必要となる地域情報（例えば、経営状況、施設の状況、人員の状況、地理的特性など）を整理する。
- ・整理した地域情報は、各地域ブロックでの検討に参加する構成市町等で共有するとともに、県からアドバイザーにも提供する。

(4) アドバイザーの招へい

- ・地域ブロックごとにアドバイザーを招へいし、事前に提供している地域情報に基づき意見交換、現地視察などを実施する。
- ・後日、アドバイザーは、当該地域で検討可能な広域連携案（個別具体的な内容）を抽出の上、地域ブロックに提示する。

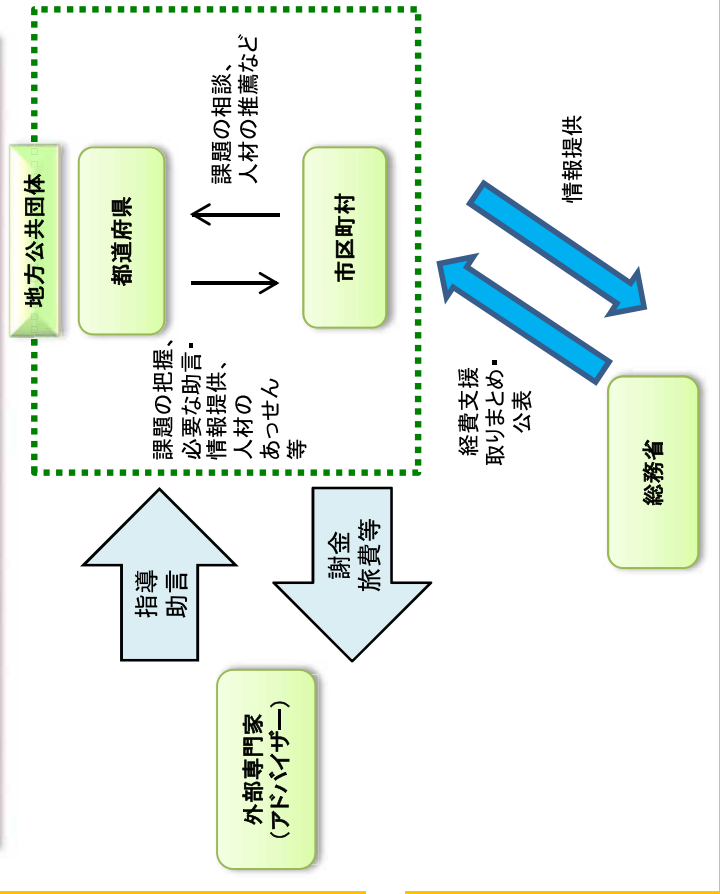
(5) 各地域での広域連携の検討

- ・アドバイザーから提示された広域連携案に基づき、各地域において、例えば、①直ぐに実施の可否を検討できるもの、②当面は中長期的な検討課題として共通認識するに留めるもの、③当該地域での検討には馴染まないもの、に分類する議論を行うなど、広域連携に関する議論を深める。

公営企業経営支援人材ネット事業について

職員の大量退職等により、事業の経営面や技術面に精通した人材が不足する中で、地方公営企業法の適用、経営戦略の策定、公立病院改革プランの策定、料金改定、抜本的な改革の検討などの経営面における改革や技術面における必要な専門的知識、技術ノウハウの継承などに取組もうとする地方公共団体が、それらの諸課題に対応するための外部専門家(アドバイザー)を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいなどに必要な経費について総務省が支援(以下、「人材ネット事業」という。)

1. 活用スキーム



2. 人材ネット事業 活用の流れ

- 経営面における改革や必要な技術の承継などに取組む必要があるが、
 <例>
 ・小規模自治体で職員数が少なく対応が困難
 ・専門的知識等を有する職員の退職による知識・ノウハウ不足 } により進まない状況
- 総務省でとりまとめ・公表を行っている「人材ネット事業」の活用を検討
- 取組を進めるために必要な指導・助言を行えるアドバイザー(外部専門家)を選択(総務省HPにて公表)
- <例>
 ・大量退職により料金改定を実施したことのある職員が不在であり、必要最低限のノウハウを得たい
 (1, 2回来庁してもらい助言を受け、その後は必要があれば対応が可能(派遣自治体への影響が少ない))
 → 現役職員を選択(数回程度の訪問であれば対応が可能(派遣自治体への影響が少ない))
 ・職員が少数で法通化作業に時間を割くことが困難であり、直接来庁してもらいながら頻繁(定期的)な助言が必要
 → OB職員を選択(現役職員では頻繁な対応が困難)
 ・大量退職により豊富な知識・技術を持った職員が不在となり、必要最低限の対応しかできないので、様々な知識・技術を得て、様々な局面に対応できる職員を育てたい。(近隣市町村とともに技術面での講習会を開催する際に、講師として知識や実技を指導してもらう)
 → 現役職員又はOB職員を選択(数回程度の訪問であれば対応可能(派遣自治体への影響が少ない))
- 各自自治体が電話・メールにより、アドバイザーと内容や日程等を調整
- 指導・助言の実施
- 人材ネット事業の取組について、事業概要、成果、経費など(※)を報告(繰出金調査等)
 ※下記3.参照

3. 人材ネット事業に関する特別交付税措置(28年度)

- (1) 対象経費
 - ・ 謝金、旅費
 (例：課題を解決するため、アドバイザーにどのようなように勤めるか確認するなどはじめの一步とし、1・2回～複数回や月1回程度定期的に講習会・勉強会を開催する際の経費)
 - ・ 資料収集等費
 (例：経営支援・技術支援を受ける地方公共団体に関する事前調査や助言に必要な調査等に係る経費)
 - ・ その他(会場借上費、印刷費等)
 ⇒ **対象経費の上限額200万円(年間合計額)**
- (2) 地方交付税措置の内容
 - ・ 対象経費の1/2(100万上限)について一般会計から繰り出すこととする。
 - ・ 一般会計繰出額の1/2(50万上限)について特別交付税措置を講じる。
 ※都道府県・指定都市については、財政力補正適用予定。

地域別水道事業広域連携協議会 取組状況

(人材ネット事業を活用するブロックなど)

県内を9ブロックに区分した上で広域連携等の検討を進めるにあたり、神戸・阪神南ブロック、淡路ブロック以外の7ブロックにおいて、人材ネット事業を活用する。

